

第 10 回 犯罪被害者等基本法計画検討会における検討課題について 提出資料

(社)被害者支援都民センター
大久保 恵美子

第4 支援のための体制整備への取組

第 11 条(相談及び情報の提供等)及び、第 22 条(民間の団体に対する援助)に関する意見

犯罪被害者は、気持ちを受け止めるなどの精神的なケアだけでなく、刑事手続きや裁判(刑事・民事)に関すること・経済的支援に関すること・医療に関すること・自助グループに関すること・日常生活を立て直すために必要な社会資源の情報など、より具体的な助言を求めている。そのため、被害者の気持ちを支えながら必要な情報提供を行い、多岐にわたる関係機関との連絡調整を通して適切な支援をコーディネートしていく態勢は、被害者支援の基本である。

被害者への支援目標として、被害者ができるだけ元の生活に近い状態を取り戻し、あらたな人生の再構築を支えることがあげられる。そのためには、被害者が本来持っている問題解決能力や対処能力を高めながらの自立支援を念頭に置き、関係機関や専門職及び社会資源との連携を通して環境調整等を行うソーシャルワークの視点は欠かせない。

さらに、犯罪被害者に対する理解と支援の必要性を訴える啓発活動を通して、新たな社会資源を開拓するなど広く社会へ働きかける役割も同時に担っていく機能は、受身の態勢で望む支援では到底果たせないものである。

実際に、被害者支援都民センターで実施されている支援では、被害を受けた後に生じる様々な問題に対し、多岐にわたる関係機関への付き添い支援や連絡調整と同時に、犯罪被害者に対する啓発活動をその被害者が関わる機関ごとに重ねるアドボケート活動を実施している。また、利用可能な制度の検討や開拓のため、窓口への交渉などを通して粘り強く働きかけをしており、日々の支援においてソーシャルワークが実践されている。

第 5 回検討会に提出した事例からもわかるように、被害者の支援にかかわる機関は多岐に亘るため、支援員は多くの機関及び専門職と被害者を結ぶコーディネーター機能も担っている。したがって、支援員は傾聴のみにとどまらないケースワークのできる人材が必要である。さらに、ケースワークに精通した専従職員を支援活動の中心として、その下で必要な研修等を受けたボランティアを活用する支援体制が必要であると考えられる。